

事 務 連 絡
令和3年5月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文 部 科 学 大 臣 所 轄 各 学 校 法 人 担 当 課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和3年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働事務次官から依頼がありました。

ついては、令和3年度「禁煙週間」実施要綱の趣旨等を踏まえ、下記のとおり、学校における喫煙防止教育及び受動喫煙防止対策の一層の推進について、御配慮くださるようお願いいたします。

なお、イベントの開催等の取組の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和3年4月9日変更。）、業種ごとのガイドライン等を踏まえ、感染拡大の防止に留意するようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、各国公立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、文部科学大臣所轄各学校法人担当課及び大学を設置する各学校設置会社担当課においてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課においては所管の学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1 名 称 令和3年度「禁煙週間」

2 趣 旨 別添実施要項参照

3 テーマ

「たばこの健康影響を知ろう！～新型コロナウイルス感染症とたばこの関係～」

4 期 間 令和3年5月31日（月）から令和3年6月6日（日）まで

5 禁煙週間にかかる取組の実施（抜粋）

（2）地方自治体における取組

イ 未成年者の喫煙防止対策

児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施

ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（庁舎内全面禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施

（本件照会先）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課がん教育推進係

T E L : 03-6734-2931